令和3年度住民税の主な税制改正

担市民税課☎74-5429

各制度について詳しくは、担当か市ホームページ「くらしのガイド」→「税金」→「市民税」でご確認ください。

給与所得・公的年金所得計算の改正

給与・公的年金等控除と基礎控除が見直されました。

給与・年金等控除額が一律10万円引き下げられ、基礎控除の額が10万円引き上げられることで、給与・年金所得者は基礎控除への振替が行われます(図1参照)。

※給与所得と年金所得の両方がある人は、一方に係る控除のみが減額されます

給与所得控除の見直し

控除額の上限が適用される給与などの収入金額が850万円に、上限額が195万円に引き下げられます(表1参照)。

公的年金等控除の見直し

公的年金などの収入金額が1000万円を超える場合の控除額の上限が、195万5000円となります(表2参照)。

基礎控除の見直し

控除額が一律10万円引き上げられます※合計所得金額が2400万円を超えると金額に応じて控除額が減少し、2500万円を超えると適用外となります

所得金額調整控除の創設

給与などの収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合は、給与などの収入金額(上限1000万円)から850万円を引いた額の10%が、給与所得の金額から控除されます。

◇本人が特別障がい者である
◇23歳未満の扶養親族がいる
◇特別障がい者の同一生計配偶者または扶養親族がいる

給与所得および公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計が10万円を超える場合は、給与所得および公的年金等に係る雑所得(いずれも上限10万円)の合計額から10万円を引いた残額が、給与所得の金額から控除されます。

ひとり親控除の創設、寡婦(夫)控除の改正

ひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現するため、婚姻歴や親の性別による不公平を解消する制度改正が行われました(図2参照)。

ひとり親控除

婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)がいる人は30万円が控除されます※子の年齢に制限はありません

寡婦控除の改正

ひとり親に該当しない寡婦は、引き続き26万円が控除されます※合計所得金額が500万円を超えると控除の適用外となります

扶養控除などの所得金額要件の見直し、非課税範囲の改正

基礎控除の見直しに伴い、改正が行われます(表3参照)。

新型コロナウイルス感染症などに係る寄附金税額控除の特例の創設

新型コロナウイルス感染症の影響で中止や延期、規模の縮小をした文化芸術・スポーツイベントのチケットの払戻請求権を放棄した人は、その金額を寄付とみなして個人住民税の寄附金税額控除が適用されます。

※文部科学大臣が指定したイベントが対象です。詳しくは文化庁かスポーツ庁のホームページでご確認ください

適用額　権利を放棄した額から2000円を引いた額の10%(市民税6%、県民税4%)

限度額　年間20万円(チケット代金分)

表1　改正後の給与所得控除額

給与などの収入金額(A)	控除額
162万5000円以下	55万円
162万5000円超180万円以下	(A)×40%−10万円
180万円超360万円以下	(A)×30%+8万円
360万円超660万円以下	(A)×20%+44万円
660万円超850万円以下	(A)×10%+110万円
850万円超	195万円

表2　改正後の公的年金等控除額(公的年金などに係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1000万円以下*の場合)

公的年金などの収入金額(A)	控除額
65歳未満で130万円以下	60万円
65歳以上で330万円以下	110万円
65歳未満で130万円超410万円以下	(A)×25%+27万5000円
65歳以上で330万円超410万円以下	
410万円超770万円以下	(A)×15%+68万5000円
770万円超1000万円以下	(A)×5%+145万5000円
1000万円超	195万5000円

＊1000万円超2000万円以下の場合は一律10万円、2000万円を超える場合は一律20万円が、上の控除額から引き下げられます

図1　給与・年金等控除額の振替イメージ

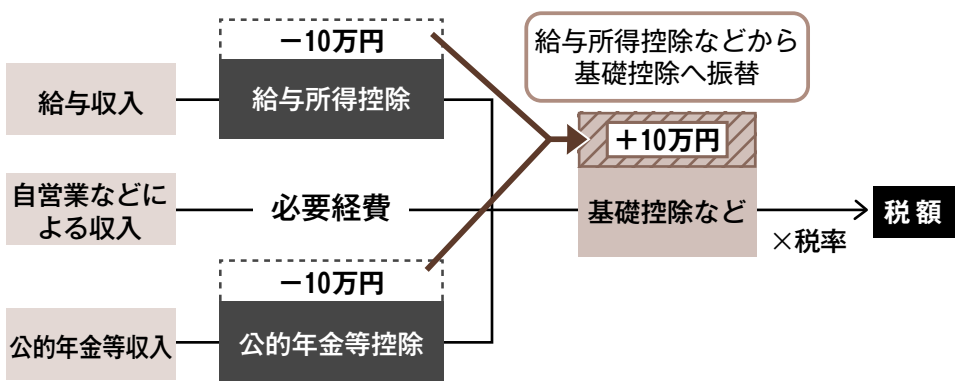

図2　ひとり親・寡婦(夫)控除の改正イメージ

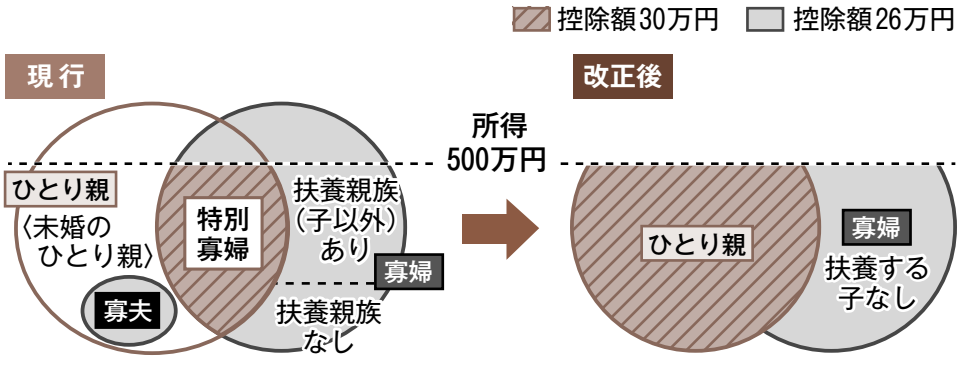

※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある人は対象外

表3　改正後の所得金額要件や非課税範囲

要件など		金　額
合計所得金額	同一生計配偶者および扶養親族	48万円以下
	配偶者特別控除の対象となる配偶者	48万円超133万円以下
	勤労学生	75万円以下
	障がい者、未成年者、寡婦およびひとり親に対する非課税措置	135万円以下
家内労働者特例(必要経費の最低保障額)		55万円
雑損控除に係る親族の総所得金額等		48万円以下
均等割の非課税限度額の合計所得金額(非課税となる人)		32万円×(同一生計配偶者+扶養親族+本人)+10万円+**19万円***
所得割の非課税限度額の総所得金額等(均等割のみ課税される人)		35万円×(同一生計配偶者+扶養親族+本人)+10万円+**32万円***

＊太字の金額は扶養者がいる場合のみ加算

教育委員に渡辺氏を再任

渡辺正美(わたなべまさみ)
教育委員

永井武義(ながいたけよし)
教育長職務代理者

渡辺正美委員の任期満了に伴い、市長は市議会10月臨時会で同意を得て、10月30日付けで渡辺氏を教育委員に再任しました。任期は令和2年11月19日から6年11月18日までの4年間です。渡辺氏は市内小・中学校校長や市教育委員会学校教育担当部長などを歴任し、平成24年から教育委員を務めています。

また、教育長は10月1日付けで教育長職務代理者に永井武義氏を指名しました。永井氏は三之宮比々多神社の宮司で、平成25年から教育委員を務めています。

担教育総務課☎74-5104